令和8年10月　酒 田 市

# 令和9年度 「給与支払報告書」の提出について

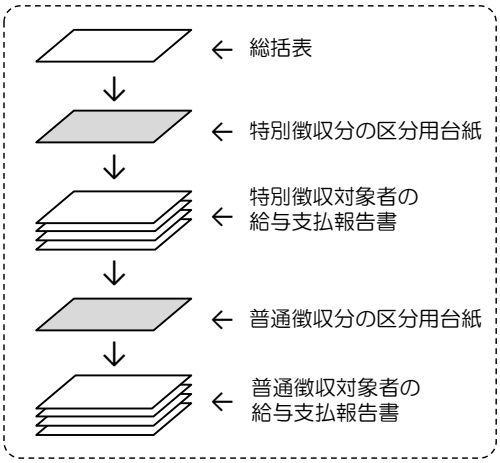
１提出期限　**令和9年2月1日（月）**　（事務処理の都合上、1月25日(月)までの提出にご協力願います。）

２提出方法
**①　eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告**
**②　光ディスク等での提出**
**③　紙での提出**

３提出先
**〒998－8540**
**山形県酒田市本町二丁目2番45号**
**酒田市役所　税務課市民税係**
電話0234（26）5712・5713・5714

４提出書類
**①　給与支払報告書（総括表）**
※酒田市指定の総括表が送付された事業所等につきましては、酒田市指定の総括表を提出してください。他様式を使用される場合も、酒田市指定の総括表を添付してください。
**②　区分用台紙〈特別徴収分〉**
※個人別明細書を、特別徴収分と普通徴収分に区分するため提出してください。
**③　給与支払報告書（個人別明細書）市区町村提出用〈特別徴収対象者〉**
※受給者1名につき1枚を提出してください。
※個人別明細書は、金額の多少にかかわらず、令和8年中に給与を支払った方全員分（退職者、パート、アルバイト、季節雇用者等を含む）を提出してください。
※源泉徴収票は必ず受給者本人に渡してください。
※用紙が不足している場合は、酒田市役所税務課窓口にてお受け取りください。
**④　区分用台紙〈普通徴収分〉**
**⑤　給与支払報告書（個人別明細書）市区町村提出用〈普通徴収対象者〉**

５留意事項
- eLTAXで提出いただく場合、提出書類のうち、①と③と⑤の電子データを提出してください。
- 光ディスク等で提出いただく場合、提出書類のうち、①の紙と、③と⑤の電子データを提出してください。
- 紙で提出いただく場合、提出書類を右図のように重ねて提出してください。
- 給与支払報告書を提出後に誤記や変更があった場合は、「訂正分」と朱書きし、再提出してください。




## 本書「『給与支払報告書』の提出について」の送付終了について

これまで年末調整関係書類に同封しておりました本書につきましては、来年度（令和9年度）以降の送付を終了させていただきます。

今後は、給与支払報告書に関する情報（記入要領など）を、酒田市役所ホームページ「給与支払報告書の提出について」に掲載しておりますので、ご覧ください。
（https://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/zeikin/kojinshiminzei/shiminzeikyuuhou.html）

## 給与支払報告書のeLTAX又は光ディスク等による提出義務について

・令和９年１月以後に提出する給与支払報告書については、「基準年（前々年）に提出すべきであった源泉徴収票の提出枚数が３０枚以上」であるときにeLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。（例：令和7年１月に提出した源泉徴収票の枚数が30枚以上の場合、令和9年１月はeLTAX又は光ディスク等により提出する必要があります）。計画的な導入をよろしくお願いします。

eLTAX（エルタックス）による地方税電子申告の導入について
詳しくはeLTAXホームページ（http://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

## 「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出について

・退職や転勤等の異動があった場合は、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。また、給与支払報告書を提出後に退職等の異動があった場合も同書類を提出してください。
・令和9年1月1日以降（給与支払報告書を提出後）に異動となった方で、令和8年度に課税している市区町村と、令和9年度の給与支払報告書を提出した市区町村が異なる場合は、それぞれの市区町村に給与所得者異動届出書を提出する必要があります。